

答 申 第 3 3 号  
平成14年3月22日

兵 庫 県 知 事 様

情報公開審査会  
会長 真砂 泰輔

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成13年8月17日付け諮問第47号で諮問のあった下記の文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

特定の病院に関する「苦情・相談処理票」（平成12年以降のもの）及び「知事の指導を記録した文書」

(別紙)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

「特定の病院に関する『苦情・相談処理票』(平成12年以降のもの)及び『知事の指導を記録した文書』」に係る非公開の決定は取り消すべきである。

### 第2 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成13年6月25日付けで行った「特定の病院に関する『苦情・相談処理票』(平成12年以降のもの)及び『知事の指導を記録した文書』」(以下、これらを「本件公文書」という。)の公開請求(以下「本件公開請求」という。)に対して、実施機関が平成13年7月9日付けで行った非公開決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

#### 2 本件異議申立ての理由

本件異議申立ての理由は、次のように要約される。

##### (1) 条例第9条の適用

実施機関は、本件公文書の存否から「本件公文書に係る病院(以下「本件病院」という。)に関する苦情・相談の有無」が明らかになり、結果として、情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)第6条第2号の規定の保護法益が損なわれる旨を主張する。しかしながら、次のアからオまでの理由から、「本件病院に関する苦情・相談の有無」は、条例第6条第2号に該当せず、本件公開請求について条例第9条を適用すべきではない。また、そもそも「知事の指導を記録した文書」の存否から「本件病院に関する苦情・相談の有無」が明らかになるとは考えられない。

##### ア 苦情・相談の性質

実施機関は、真偽が確認されていない苦情・相談の有無により、本件病院が不当な評価を受けるおそれがある旨を主張する。しかしながら、対象情報が苦情・相談である以上、真偽が確認されていない点は了解しており、また、苦情・相談の内容を見れば、それが医療事故の訴えなのか、単なる嫌がらせなのかといった程度の区別はつく。また、苦情・相談を放置することで事態が深刻化するケースもあり、実施機関は、苦情・相談の情報としての価値を軽視すべきではない。

##### イ 病院に対する知事の指導権限

実施機関は、病院の治療行為の内容には知事の指導権限が及ばない旨を主張する。しかしながら、医療法(昭和23年法律第205号)第25条第1項は、「都道府県知事」は、「必要があると認めるとき」は、病院等の「開設者若しくは管理者に対し、必要な報

告を命じ、又は当該職員」に、病院等に「立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」旨を規定している。この「報告」及び「検査」の範囲に制限はなく、知事には、同法第1条の3に規定する「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制」の確保に必要な調査を行う権限が広く付与されていると解するべきである。

#### ウ 本件病院に関する情報の公開の必要性

実施機関は、本件について、条例第6条第2号ただし書きに規定する「人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報」に該当すると認められるだけの特殊な事情がない旨を主張する。しかしながら、病院に関する情報は、その業務内容からもともと高度の公共性を有しており、公開の要請が高いものであるが、特に本件病院に関しては、苦情・相談が多発しており、そのこと自体が本件の「特殊な事情」と言えるのではないか。

#### エ 類似情報の公開事例

平成12年11月29日付け島根県情報公開審査会答申第26号（「精神病院の実施指導の実施結果について（平成6年度から平成9年度）」の部分公開決定に対する異議申立て）では、「どの病院がどのような指導を受けたことを明らかにすることが、入院患者の保護の観点からは必要であるということができ、適正な精神医療の確保につながると考えられ、精神保健福祉法の趣旨にも適うものであり、「指摘事項の数などによりその病院の評価が一方的になされ、指摘事項のあった病院の社会的信用等が損なわれ、その正当な事業活動が阻害されるおそれもあり得る」ことを認めつつ「入院患者の処遇に関する指摘事項と病院名を公開したとしても、その病院の正当な利益を害するとまではいうことができない」と判断している。また、「安田系病院問題に対する大阪府の取り組み 平成10年11月 大阪府」等でも、特定の病院に対する知事の指導、処分等の内容が公表されている。

#### オ 本件病院の廃止

そもそも、本件病院については、本件処分後に廃止されており、今となっては、条例第6条第2号の規定により「本件病院に関する苦情・相談の有無」を保護する必要はない。

### (2) 対象文書の範囲

対象文書の範囲について、「苦情・相談処理票」の作成時期が「平成12年以降のもの」に限定されているが、これは、実施機関の依頼に応じて請求書の記載を訂正した結果であり、異議申立人の本意ではない。したがって、本件異議申立てについては、このような限定が無いものとして判断してほしい。

## 第3 実施機関の説明要旨

本件異議申立てに係る非公開理由は、次のように要約される。

## 1 本件公文書の概要

「苦情・相談処理票」は、本県に所在を置く病院等に関する苦情・相談の内容等を記録したものである。実施機関は、苦情・相談の内容が知事の指導権限に関するものである場合は、事実確認の上、病院等に対する指導、処分等を行い、それ以外の場合は、必要に応じて病院等に苦情・相談の内容を伝えている。

次に、「知事の指導を記録した文書」は、「苦情・相談処理票」等に基づき知事が病院等を指導した内容等を記録したものである。

## 2 条例第9条を適用した理由

本件公文書の存否から「本件病院に関する苦情・相談の有無」が明らかになると、次の(1)から(3)までの理由から、条例第6条第2号の規定により保護しようとする本件病院の名誉、信用及び社会的評価が損なわれると考えられる。したがって、実施機関は、条例第9条の規定を適用し、本件処分を行ったものである。

### (1) 苦情・相談の性質

苦情・相談の内容は、県民の一方的な主張であり、その真偽が確認されたものではない。このような情報は、公開することで本件病院が不当な評価を受けるおそれがあり、また、県民に提供するにふさわしいものではないと考えられる。

### (2) 病院に対する知事の指導権限

病院に対する知事の指導権限は、病院の開設、増床等の許可（医療法第7条）、医療監視（同法第25条）、救急病院の告示（救急病院等を定める省令（昭和39年厚令第8号）第2条）等である。一方、病院の治療行為に関しては、原則として患者と病院との間における医療契約として民事上解決される問題であり、知事の指導権限が及ぶものではない。苦情・相談の内容が、ア 知事の指導権限に関するものであって知事が事実確認の上、指導、処分等を行っていること、イ 条例第6条第2号ただし書きの「人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報」に該当すると認められるだけの特殊な事情があること等の要件を満たす場合は、知事が確認した事実及び知事の指導、処分等の内容を証する文書を併せて公開するべきと考えているが、本件の場合は、これらの要件に該当する苦情・相談の内容はない。

なお、異議申立人は、医療法の理念に照らし、知事の指導権限を広く解釈すべきである旨を主張するが、平成11年6月30日付け東京地裁判決は、都道府県知事の指導権限の範囲について次のとおり判断している。「医療法は、医療施設に関する基本法であって、病院・診療所・助産所の開設、施設・管理等の基準、行政庁の監督などについて定め、行政庁の監督の内容として、都道府県知事に対し、病院等の開設者若しくは管理者からの必要な報告の徴収、病院等への立ち入り、清潔保持の状況・構造設備・診療録その他の帳簿書類の検査の権限・職務（医療法第25条第1項）等を付与している。しかし、これは、基本的には、病院等の管理、構造設備を検査対象とするものであって、対象となる病院の診療内容自体の当否に対する監視ではなく、診療録等帳簿書類の検査も診療内

容自体の当否を直接検査するための権限ではない。国の医療監視要綱では、その『診療録』の検査項目としては、『診療録に必要な事項が記載されているか』等を検査すると規定されているのであり、その診療内容に関する事項は規定されていない。」

### (3) 類似情報の公開事例

異議申立人が類似情報の公開事例として提示した「平成12年11月29日付け島根県情報公開審査会答申第26号」は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく精神病院の処遇等の実施指導に関する文書を公開したものである。同法第38条の6の規定により、知事には、精神病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、精神病院に対する報告聴取、資料提出、立入検査権等が認められており、また、同法第38条の7の規定により、知事は精神病院入院中の者の処遇が同法第36条の規定に違反している等その処遇が著しく適当ではないと認めるときはその改善に必要な措置をとること等を命ずることができるとされている。したがって、精神病院の処遇等の実施指導に関する文書は、知事の権限に基づき作成された文書であると言え、また、同文書に記録されている情報は、苦情・相談のように真偽が確認されていないものでもない。また、「安田系病院問題に対する大阪府の取り組み 平成10年11月 大阪府」についてもこの点は同様であり、このような公開事例と本件を同視することはできない。

### (4) 本件病院の廃止

異議申立人は、本件処分後に本件病院が廃止されたことから、今となっては本件病院を保護する利益はない旨を主張する。しかしながら、事業を営む個人である本件病院の開設者が、再び診療所を開設することは可能であり、保護する利益が全く無くなったわけではない。

## 第4 審査会の判断

### 1 本件公文書の概要

#### (1) 「苦情・相談処理票」

「苦情・相談処理票」は、本県に所在を置く病院等に関して、県民から実施機関に寄せられた苦情・相談の内容、受付年月日、受付方法、申立人の氏名・住所・電話番号等を記録したものである。本件病院に関する「苦情・相談処理票」から「本件病院に関する苦情・相談の有無」が明らかになると認められる。

#### (2) 「知事の指導を記録した文書」

「知事の指導を記録した文書」は、知事が苦情・相談の内容に関して病院等を指導した内容等を記録したもの（以下「指導文書1」という。）と、知事が苦情・相談の内容とは関係なく病院等を指導した内容を記録したもの（以下「指導文書2」という。）とに分類できる。

本件病院に関する「指導文書1」の存否から「本件病院に関する苦情・相談の有無」

が明らかになると認められるが、本件病院に関する「指導文書2」については、同様のことは認められない。

## 2 条例第9条の適用の適否

### (1) 条例第9条

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」旨を規定している。同条は、対象文書の存否を答えることで、条例第6条各号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれることを防止する趣旨と解される。

### (2) 条例第9条の適用の適否

ア 条例第6条第2号は、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の法律上保護されるべき正当な利益が損なわれるおそれがある情報を非公開情報として規定しているところ、本件処分の条例第9条の適用の適否については、「本件病院に関する苦情・相談の有無」の条例第6条第2号の該当性により判断することとなる。ただし、「1 本件公文書の概要」の「(2)『知事の指導を記録した文書』」で述べたとおり、本件病院に関する「指導文書2」に関しては、そもそも「本件病院に関する苦情・相談の有無」が明らかになるとは認められず、したがって、条例第9条の適用により保護すべき条例第6条第2号の法益を検討する必要はない。

イ そこで、本件病院に関する「苦情・相談処理票」及び「指導文書1」に関して、「本件病院に関する苦情・相談の有無」の条例第6条第2号の該当性を検討する。確かに、平成13年10月24日付けで本件病院が廃止されたからといって、事業を営む個人である本件病院の開設者を保護する利益が全くなかったとは言い切れない面があることは否定できない。しかしながら、既に病院としての実態がない以上、現時点においては、「本件病院に関する苦情・相談の有無」が明らかになっても、本件病院の経営に支障が生じるとはいえず、条例第9条の適用により保護すべき条例第6条第2号の法益はないと考えざるを得ない。

ウ したがって、実施機関は、本件処分を取り消し、本件公文書の存否を明らかにした上で改めて公開決定等を行うべきである。

## 3 対象文書の範囲

異議申立人は、「苦情・相談処理票」について、「平成12年以降のもの」に限定することなく判断して欲しい旨を主張する。しかしながら、実施機関が請求書に記載されている範囲の公文書について非公開決定を行っている以上、同決定を前提として判断せざるを得ない。

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
1 3 . 8 . 1 7	・ 諮問書の受領
1 3 . 9 . 1 2	・ 実施機関の非公開理由説明書の受領
1 3 . 9 . 2 7	・ 異議申立人の意見書の受領
1 3 . 9 . 2 8 ( 第126回審査会 )	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取
1 3 . 1 0 . 1 8	・ 異議申立人の意見書等の閲覧等の申出に対する決定
1 3 . 1 1 . 2 6 ( 第127回審査会 )	・ 異議申立人から意見を聴取
1 3 . 1 2 . 6	・ 異議申立人の補足意見書 1 の受領
1 3 . 1 2 . 2 5	・ 実施機関の非公開理由補足説明書 1 の受領
1 3 . 1 2 . 2 6 ( 第128回審査会 )	・ 審議
1 4 . 1 . 4	・ 異議申立人の補足意見書 2 の受領
1 4 . 1 . 2 9	・ 実施機関の非公開理由補足説明書 2 の受領
1 4 . 2 . 1 ( 第129回審査会 )	・ 審議
1 4 . 3 . 1 8 ( 第132回審査会 )	・ 審議
1 4 . 3 . 2 2	・ 答申